

地方分権の推進による都市自治の確立に関する重点要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．地方分権の理念に沿って真の三位一体改革を推進し、残された地方分権改革の最大の課題である国から地方への税源移譲等を基軸とした都市税財政基盤の確立を図ること。

また、国庫補助金の廃止に際しては、同時に、法令等による事務の義務付けの廃止や基準の弾力化など、国の関与・規制を廃止・縮小すること。

2．合併の進展等により、都市自治体は、自治の基盤の充実が進んできている。したがって、自立性の高い行政主体として、福祉や教育など住民に身近な事務を総合的・完結的に処理できるよう、一定の分野ごとにまとまった事務及びこれに伴う所要財源を移譲すること。

特に、まちづくりや土地利用に関する事務については、早急に移譲するとともに、関与の見直しを図ること。

3．政令指定都市は都道府県と同様に、中核市は政令指定都市と同様に、特例市は中核市と同様になるよう、事務・事業に係る一層の権限を移譲すること。

また、中核市の面積要件の緩和及び特例市の指定要件の見直しを図ること。

なお、教職員の任命権等について、広域的な人事交流の仕組みも講じながら、中核市をはじめとする都市自治体に早期に移譲すること。

4．自治体に重大な影響を及ぼす事柄について、地方の意見が適切に国に反映されるような仕組みの構築を図ること。

5．教育委員会、農業委員会については、設置するか、設置せずにその事務を長が行うかを地方公共団体の判断により選択できるようにすること。

また、幼稚園、生涯学習・社会教育、文化スポーツなどの義務教育以外の事務については、原則として首長の責任の下で行うこととすること。

以上要望する。

市町村合併に係る支援の充実強化等に関する重点要望

市町村の自主的な合併の推進及び合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 「市町村の合併の特例に関する法律」(旧合併特例法)に基づく合併市町村に対する財政措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、確実に実施するとともに、その活用については、地域の実情に応じた弾力的運用を可能とすること。

また、経過措置団体に対しても同様の予算措置を確実に行うこと。

なお、合併特例債については、幅広い活用等ができるよう適切な措置を講じること。

2. 「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)に基づき合併する市町村については、自主的合併が円滑に進展するよう的確な情報提供を行うとともに、地域の実情や合併後の行政運営を十分考慮し、新しいまちづくりに対する十分な財政措置等を講じること。

以上要望する。

防災・災害対策の充実強化等に関する重点要望

都市自治体においては、大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地震等の災害復興支援について

- (1) 被災市の復旧・振興対策、災害応急対策、災害廃棄物処理などに必要な費用に対し、地域の実情に応じた十分な財政措置を講じること。
- (2) 被災市の速やかな復興のため、災害復旧事業の弾力的な運用を図ること。また、秋季又は冬季に災害を受けた場合でも、災害査定までの準備期間を十分確保するため、被災日から半年以内程度の「期間災」での受検が可能となるように、災害査定制度を見直すこと。
- (3) 被災地のニーズを的確に把握・発信できるシステム、さらには、地方公共団体の技術者、専門家等を迅速かつ円滑に応援派遣できる体制を構築すること。
- (4) 被災者の住宅再建支援制度については、被害の実態に合った十分な対応ができるよう、住宅の被害認定等に関する基準の改善を行うとともに、住宅本体の建築費・補修費を支給対象とするなど、制度の拡充を図ること。
- (5) 災害発生時における仮設住宅用地等の確保に係る国の協力及び用地提供者に対する税制上の優遇措置等を講じること。

2. 防災・災害対策の充実強化等について

- (1) 「地震防災対策特別措置法」において、平成17年度までとなっている財政上の特別措置の期限を延長するとともに、大規模地震対策特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく新たな強化・推進地域の指定等を早期に実現すること。
- (2) 消防・防災施設整備及び設備整備は、地域住民の生命、身体、財産を守る上で不可欠なものであるため、ヘリポート整備、デジタル防災行政無線等の整備、防災資機材の備蓄等について、地域の実情を考慮した財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 集中豪雨、地震、津波等に係る観測・予知体制等の充実強化に努めるとともに、

災害情報の確実な伝達と高齢者等が安全かつ迅速に避難できる体制の整備を図ること。

(4) 避難施設、防災拠点施設、避難路等の耐震化対策等について

1) 災害時に避難施設となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震診断、補強費用等について、十分な財政措置を講じること。

2) 地震災害における予防対策の推進を図る観点から、住宅家屋の耐震診断や耐震改修に対する財政措置の充実を図るとともに、耐震改修を促進するための税制を早期に創設すること。

(5) 災害時における地域住民の安全確保を図るため、防災訓練の実施、自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

(6) 災害援護資金貸付金の償還について、少額償還者、その他正当な理由が認められる者に対して償還期間の延長を認めるなど、特段の措置を講じること。

以上要望する。

住民基本台帳の閲覧制限等に関する重点要望

住民基本台帳制度は、昭和 42 年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、住居関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところである。

しかしながら、近年の高度情報ネットワーク社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が急激に高まってきており、個人情報保護施策の更なる充実を図ることが喫緊の課題となっている。

よって、国は、個人情報保護の観点から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等について請求者の範囲や目的を制限するなど、所要の法整備も含め、早急に適切な措置を講じること。

また、選挙人名簿の抄本の閲覧制度についても、住民基本台帳の閲覧制度と同様、早急に適切な措置を講じること。

以上要望する。

情報化施策の推進に関する重点要望

すべての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。
- 2．地域間及び住民間に生じる様々な情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、公共ネットワークや放送・通信事業者等の光ファイバー網など既存施設の有効活用、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。
特に、中山間地域等における携帯電話の圏外地区の解消やCATV、地上デジタル放送化などの情報通信基盤整備に対する財政措置等を充実すること。

以上要望する。

三位一体改革の確実な実現による都市税財源の 充実確保に関する重点要望

三位一体改革の確実な実現による都市税財源の充実確保を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じること。

1. 三位一体改革の推進について

(1) 3兆円規模の税源移譲

平成 18 年度の税制改正において、個人住民税（所得割）の 10% 比例税率化により、おおむね 3 兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。その際には、基礎的行政サービスを担う市町村に十分配慮すること。

また、税源移譲の内容、実施時期等を早急に明らかにするとともに、所得課税全体で実質的な増税とならないよう、納税者負担の調整措置を適切に行うこと。

(2) 税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革の推進

税源移譲に結びつく補助金改革は、地方の意見を尊重し、地方の改革案に沿って実現すること。特に、社会福祉施設など住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設に係る国庫補助負担金は優先して廃止し、源移譲すること。

その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。

また、交付金化等は、国に権限と財源が残り、補助金と何ら変わらないことから、認められない。さらに、本来、国の責務として行うべき生活保護費などの負担転嫁は絶対に受け入れられない。

なお、義務教育国庫負担金等の税源移譲については、最終的には「国と地方の協議の場」において協議、決定すること。

(3) 地方交付税総額の確保

平成 18 年度の地方交付税については、「基本方針 2005」を踏まえ、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

また、地方財源不足に対する補てんは、地方交付税の法定率分の引上げで対応するとともに、税源移譲の実施による地方交付税原資の減少分に対しては、地方交付税率の引上げ等の措置を講じること。

(4) 地方財政計画への決算の反映及び中期地方財政ビジョンの策定

地方財政計画と決算の乖離については、地方単独事業の大幅な削減といった一面的な見直しではなく、地方における施策の取組みや決算状況の実態を踏まえ、投資から経常への需要構造の変化を的確に地方財政計画に反映させること。

また、地方団体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方財政の中期的なビジョンを策定するとともに、将来においても地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。

(5) 「第2期改革」の実施と「国と地方の協議の場」の制度化

地方分権を一層推進するため、国と地方の最終支出と税源配分の乖離を縮小するため、消費税を含めた基幹税により8兆円の税源移譲を積極的に進めること。そのため、19年度以降も「第2期改革」として更なる改革を行うこと。

また、「国と地方の協議の場」を、今後、定期的に開催し、これを制度化すること。

2. 固定資産税の現行制度の堅持と負担水準の均衡化促進

(1) 商業地等の負担水準の上限70%の堅持

固定資産税収は、平成12年度以降減収傾向が続いており、さらに、平成18年度は評価替えが行われるため、地価や建築物価の下落等により、大幅な減収となる見込みである。このことから、都市財政は、より一層厳しい状況に追い込まれることは必至であるため、税収の安定的確保を図るうえからも、特に商業地等の負担水準の上限については、現行の70%を堅持すること。

(2) 負担水準の速やかな均衡化と制度の簡素化

宅地の負担調整措置について、課税の公平性の観点から、速やかに負担水準の均衡化を図るとともに、納税者がより理解しやすい課税の仕組みと

なるよう制度の簡素化を図ること。

3．地方債資金の安定的確保と弾力的運用

地方債については、平成 18 年度より許可制から協議制に移行されることとなっているが、引き続き生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。そのため、公営企業金融公庫の機能は今後とも堅持すること。

また、政府系資金の繰上償還や借換債の発行について、その見直しを含めた弾力的措置を講ずるなどにより、公債費負担の軽減を図ること。

さらに、退職手当債、地域再生事業債等について、都市自治体の実情に十分配慮し、弾力的な運用を図ること。

以上要望する。

介護保険制度に関する重点要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- 2．介護保険法改正に伴う政省令等の情報については、速やかに提供すること。また、制度の改正については、都市自治体の意見を尊重すること。
- 3．国が実施している低所得者対策は、税制改正による影響も含め、保険料及び利用料の軽減策が不十分なことから、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- 4．地域支援事業をはじめとする介護予防システムを確立するとともに、その財政負担については、都市自治体や被保険者に転嫁することのないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。

以上要望する。

国民健康保険制度に関する重点要望

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化の道筋を明確に示すこと。
- 2．一本化の実現までの間、国保の財政基盤を強化するため、今年度までの措置となっている保険基盤安定制度、財政安定化支援事業及び高額医療費共同事業を継続・拡充するとともに、国保の財政基盤を確立するべく抜本的な対策を緊急に講ずること。
- 3．後期高齢者医療制度については、現在、国保と介護保険の二つの保険者として極めて厳しい財政運営を強いられている市町村が保険者となることは困難であるので、国等を保険者とし、給付と負担の均衡に配慮した持続可能な制度を構築すること。

以上要望する。

福祉施策に関する重点要望

福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．生活保護費及び児童扶養手当給付費については、三位一体改革の対象とはせず、現行の国庫負担率を堅持すること。
- 2．生活保護制度について、社会経済状況の変化に適応した制度の抜本的見直し、地域の実態に即した級地区分の見直しを図るとともに、実施機関への調査権限の付与等の措置を講じること。
- 3．障害者の自立と社会参加に向けた障害者福祉施策の円滑な推進を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- 4．乳幼児医療費の無料化など効果的な子育て支援策を講じること。

以上要望する。

リサイクル対策に関する重点要望

リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．容器包装リサイクル法については、拡大生産者責任の原則に基づき、製造事業者等に回収を求めるなど、市町村と事業者の費用負担及び役割分担について、見直しを行うこと。
- 2．家電4品目等のリサイクル費用については、製品販売時における徴収とするとともに、同費用の管理システムを確立すること。

以上要望する。

アスベスト問題に関する重点要望

市民の不安を払拭し、安全と安心を確保するため、国は、次の事項について、早急かつ継続的な措置を講じられたい。

1．国が実施している各種相談窓口と自治体の窓口との相互連携の一層の強化を図ること。

また、国民の不安解消を図るため、最新の知見をとりまとめ十分な情報提供を行うなど、専門的な支援体制の構築を確実に推進すること。

2．アスベストを取り扱ったことのある事業所や従業員等の実態調査を引き続き行うとともに、情報開示を行うこと。

3．アスベスト含有分析調査及び空気濃度調査等に係る機材の開発、環境基準の設定並びにアスベスト関連疾患の早期発見につながる検査手法や治療方法の研究を強力かつ確実に推進する等、アスベスト製品製造事業所周辺地域の住民等に対する不安解消のための施策の充実を図ること。

4．現行の労災補償や公害健康被害補償の対象としていない元従業員、家族及び周辺住民等の被害者に対する救済を実施するため、時効の撤廃など制度の見直しや新たな法的措置を早急に講じること。

また、「石綿健康被害の救済に関する基本的枠組み」の中で引き続き検討することとされている基金への公費負担については、国の責任において対応すること。

5．公共施設等におけるアスベストの使用実態を把握するため調査を推進するとともに、アスベストへの対応策、調査及び除去等の改善措置に対して十分な支援措置を講じること。

6．建物の解体や補修に伴うアスベストの飛散防止対策及び適正処理のための廃棄物対策を強化すること。

7. アスベスト含有製品の全面禁止を早期に達成するため、代替化の促進を図ること。

以上要望する。

義務教育施策等に関する重点要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．義務教育費に係る費用負担の見直しに当たっては、地方の意見を十分尊重し、税源移譲等により所要の財源を確保すること。
- 2．少人数学級編制、習熟度別授業、チームティーチング等、地域の実情に応じたきめ細かな教育の取組みを推進し、義務教育の充実を図ること。
- 3．教職員の人事権をはじめ、学級編制権、定数決定権など義務教育に係る権限について、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて早期に移譲すること。
- 4．公立学校施設整備については、地方が自主的・計画的に施設整備に取り組むことができるよう、税源移譲等により所要の財源を確保すること。
- 5．幼児教育・保育を一体として捉えた総合施設について、給食提供方法の基準、幼稚園からの転用施設における民間委託の活用等、地方の実情に即した整備・運営が図れるよう、柔軟な制度とすること。

以上要望する。

個性豊かなまちづくりの推進に関する重点要望

まちづくりの推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．都市自治体が、自主的に都市づくりを進めるため、用途地域等に関する都市計画決定等、土地利用の調整や規制に関する基準について自ら決定できるよう都市計画法及び建築基準法の見直しを行うこと。

2．土地区画整理事業等の市街地整備について、必要な支援措置や税制上の優遇措置を講じること。

また、組合土地区画整理事業に対する貸付金の償還期間延長など制度の拡充を図ること。

以上要望する。

道路の整備促進に関する重点要望

都市生活を支える基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．道路特定財源については、これを確保するとともに、地方の道路整備が遅れていることにかんがみ地方への配分強化を図ること。

2．幹線道路網の整備について

(1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の整備に当たっては、採算性のみでなく地域の実情等を十分勘案するとともに、必要な措置を講じ、早期に完成させること。

(2) 高速自動車国道の整備に当たっては、地方に新たな負担を求めることなく、早期に完成させること。

また、直轄方式の高速道路の整備に当たっては、地域の実情等を十分に勘案すること。

以上要望する。

農林水産業の振興に関する重点要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．農業の持続的発展と農業経営の健全化のため、農業後継者の育成や担い手の確保対策を充実するなど必要な措置を講じること。
- 2．米政策の改革を図るため、大綱に基づく関連対策を着実に実施すること。
- 3．漁業用燃油価格高騰により、厳しい経営状況にある漁業者に対し漁業経営の健全化を図るため、燃料油及び石油関連製品の価格安定と漁業者への支援措置を講じること。

以上要望する。

生活交通維持対策に関する重点要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持する地方バス路線及び地方鉄道路線について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．地方バス路線について

(1) 地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持を図るため、地方バス路線維持費について、地域の実態にあった支援措置を講じること。

なお、複数の市町村が合併により単一自治体化しても、引き続き旧市町村の行政区域に基づく補助制度の運用を図ること。

(2) 地方自治体等が生活交通確保のため運行している必要不可欠なバス路線については、更なる支援措置を講じること。

2．地方鉄道について

(1) 地方自治体が地方鉄道事業者に対し経営安定化のため行っている各種施策について、所要の支援措置を講じること。

(2) 生活交通確保のため必要不可欠な地方鉄道路線について、地方の実態にあった支援措置を講じること。

以上要望する。

港湾・海岸の整備に関する重点要望

産業活動・生活を支える基幹的な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．大規模地震、津波及び台風、高潮等の災害に備え、津波防波堤・防潮堤や海岸保全施設等の整備を推進すること。
- 2．耐震強化岸壁等の整備や津波・高潮防災ステーション等のハード・ソフト面一体となった総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
- 3．国際競争力の強化や物流の高度化、地域経済の再生を支援するため、多目的国際ターミナルや港湾ロジスティクスハブ等の総合的な物流基盤施設整備の推進を図ること。
- 4．効率的な国内物流体系を構築するため、複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナル及び港湾施設関連道路の整備等を促進すること。

以上要望する。

地域経済の振興及び活性化に関する重点要望

地域経済の振興及び活性化等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．景気の着実な回復を図るため、税制のあり方を含めた効果的な経済対策を実施すること。
- 2．中小企業対策について
 - (1) 中小企業経営の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進すること。
 - (2) 中小企業向けの融資については、信用保証制度の充実及び円滑な資金調達の実現を図ること。
 - (3) 中小企業信用保険法の特定業種指定の一層の拡大を図ること。
- 3．観光振興対策について
 - (1) 観光は関連する産業のすそ野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、振興策の抜本的な拡充を図り、国家戦略にふさわしい積極的な政策を推進すること。
 - (2) 外国人観光客の誘致を促進するため、外国人観光客のニーズ調査とそれを踏まえたタイムリーな観光戦略の策定・実行を積極的に行うこと。

以上要望する。